

委員会行政視察報告書

令和7年11月18日提出

井原市議会議長 山 下 憲 雄 様

報告者 議会運営委員会

委員長	多賀信祥
副委員長	西田久志
委員	惣台己吉
委員	坊野公治
委員	上野安是
委員	宮地俊則
委員	佐藤豊
議長	山下憲雄

期間	令和7年10月20日(月)
出張先及び担当職員職名・氏名	岡山県笠岡市議会：【議会】大月議長、大本副議長、仁科議員、山本議員 真鍋議員、藤井議員、齋藤議員 【議会事務局】辻田局長、金井係長
出張者氏名	多賀信祥、西田久志、惣台己吉、坊野公治、上野安是、宮地俊則、佐藤 豊 山下憲雄 藤井隆史、谷井一裕(議会事務局)
調査項目	議会基本条例の検証について
(概要)	
別紙のとおり	
(所感)	
別紙のとおり	

- 報告書は、視察・研修終了後1ヶ月以内に提出してください。
- 概要、所感については、別紙を添付してください。
- 所感には、1行目の右端に委員名を記載してください。

議会運営委員会行政視察概要

1. 観察日 令和7年10月20日

2. 観察先及び観察事項

○岡山県笠岡市議会 議会基本条例の検証について

3. 参加者 (委員) 多賀信祥委員長、西田久志副委員長、惣台己吉、坊野公治、上野安是
宮地俊則、佐藤 豊、山下憲雄議長

(随行) 議会事務局 藤井隆史次長、谷井一裕主任主事

4. 観察内容

○岡山県笠岡市議会

【調査項目】 議会基本条例の検証について

【対応者】 (議会) 大月議長、大本副議長、仁科議員、山本議員、真鍋議員、藤井議員
齋藤議員

(議会事務局) 辻田局長、釜井係長

【市の概要】 面 積： 136.07 km²

人 口： 43,644人 (令和7年4月1日現在)

世帯数： 21,757世帯 (令和7年4月1日現在)

【議会基本条例の検証について】

1. 観察の目的

井原市議会では、議会基本条例制定から一定期間が経過し、今後の検証や改訂を見据えた体制整備が課題となっている。

そこで、条例制定以来、定期的なP D C Aサイクルによる検証と、具体的な改善計画を継続して行っている笠岡市議会を訪問し、検証方法、評価体制、今後の課題・展望について学ぶことを目的とした。

2. 説明の概要

(1) 条例の検証体制

- 平成24年に制定以降、「議会・行政改革特別委員会」を中心に検証を実施。
- 各条文・関連項目についてA～Dの4段階で評価を行い、各会派の意見を集約。
- 評価結果を全員協議会で報告・確認し、次期に引き継ぐP D C Aサイクルを確立。
- 「P l a n (計画) →D o (実施) →C h e c k (検証) →A c t i o n (改善)」を明文化し、毎期継続。

(2) 検証方法の特徴

- 評価票には、条文ごとの現状分析と改善提案を記入。
- 評価結果を整理し、次期の「取組事項」として明記。
- 改選期をサイクルの起点とし、特別委員会が再評価を行う。

- ・市民との対話やICT化など、条例以外の改革項目も同時に検証対象とする。

3. 今後の主な取組事項

【令和5年度～令和6年4月まで】

1. 議会報告会の充実（第13条関連）

広報公聴委員会を中心に、24地区開催のほか12地区開催など柔軟な実施を検討。

Youtu.be配信やユーチューブチャンネルの活用、後日視聴が可能な録画配信の導入も視野。

小規模団体・グループを対象とした意見交換会方式も検討。

2. 市政相談（第5条関連）

市民からの相談内容をメール等で議員に共有し、対応の迅速化を図る。

3. 政策提言の推進（第22条関連）

各委員会での政策提言を執行部と共有し、進捗確認と改善提案を行う。

【令和5年度～令和6年4月以降も継続すべき事項】

1. SNSの活用（第12条関連）

議会としてのSNS活用方針を策定し、広報・周知・対話の強化を図る。

2. 自由討議の活性化（第21条関連）

常任委員会における自由討議の継続と具体的な開催方法の検討。

3. 情報公開・市民参加（第12条関連）

「まちのわ」等の外部媒体に加え、Youtu.be等による情報発信の拡充を検討。

【令和6年4月の改選以降に取り組むべき事項】

1. 請願・陳情制度の見直し（第11条関連）

請願・陳情の周知と市民からの提出を促進するため、説明会や案内の充実を図る。

2. 市民サポーター制度の導入（第11条関連）

先進事例を参考に、議会活動を支援するボランティア的サポーター制度の導入を検討。

3. 委員会質問制度の検討（第22条関連）

他市の実施状況を調査し、委員会における質疑制度導入の可能性を探る。

4. 議場ICT化の推進（第12条関連）

大型モニター設置などにより、議論内容を市民に分かりやすく伝える環境整備を推進。

5. 議会図書室の充実（第29条関連）

未使用ロッカーを改修し、議員の調査活動や資料共有を支援。



(所感)

委員長 多賀信祥

【成果として感じた点】

- ・条例に基づく検証体制が制度化され、継続的に改善が行われている。
- ・期ごとの取組事項が明確化され、引き継ぎがスムーズ。
- ・議会報告会・意見交換会など市民との対話機会が拡充。

【検証の定期化と体制整備】

笠岡市のように、改選期ごとに評価・検証を行う体制を確立することが有効。

【政策提言・自由討議の推進】

委員会ごとにテーマを設定し、政策提言・自由討議を年間計画として位置付ける。

【市民参加の拡大】

小規模団体や地域単位での報告会・意見交換会の実施を検討。

【次期改選期への引き継ぎ】

現期の取組事項を整理し、次期議会に「改善提案リスト」として継承する仕組みづくりが望ましい。

笠岡市議会では、条例の理念を「不断の改善」として実践しており、特別委員会を中心となって着実にP D C Aを回している点が印象的であった。

特に、S N S・I C Tの導入、市民参加型の意見交換会、政策提言の定期化など、条例を運用することで議会改革を進化させている姿勢は、井原市議会が今後検討すべき点である。

井原市議会では、現状1年ごとに検証を行っているが、笠岡市議会のように2年間での検証は理にかなっており井原市議会においても検討すべきと感じた。

検証体制については、改めて本来の委員会所管を整理し井原市議会の現状にあった改善策を検討したい。

(所感)

副委員長 西田久志

私達、井原市議会においては、平成23年4月に議会基本条例の施行をした。その後14年が過ぎようとしている。その事を頭に置きながら説明を聞いた。

説明の中、特筆するのは平成24年に制定以降「議会・行政改革特別委員会」を中心に検証を行っていることです。また、各条文、関連項目についてA～Dの4段階で評価を行い各会派の意見を集約している。また、検証結果を全員協議会で共有し次期につなげている。現状分析と改善提案を行い、改選期を起点として、特別委員会が再評価を行っている。

井原市議会では、主権者教育の一環として市立井原高校で「市民の声を聴く会」を行ったがもう何年も前のような気がする。また手上げ方式で開催する方向に転換したが、出来ていない。昨年から、「青空懇談会」を行っているが評価までに至っていない。検証は外部有識者に行ってもらっているが、活かされているとは思えない。笠岡市議会の様に特別委員会を作り、迅速に問題点などを分析、改善をして基本条例を含む現状を改革することが必要と考える。

(所感)

委員 惣 台 己 吉

本市においては、議会基本条例の検証を外部委託して検証は議会運営委員会で行っている。笠岡市では、議会・行政改革特別委員会が組織され4年間の評価と、2年ごとに検証としてP D C Aサイクルにより検討を行っている。

井原市議会も市民福祉の増進に努め、さらに構成及び透明性を確保した市民にわかりやすい真に開かれた議会を目指して改革していくかなければならない。

(所感)

委員 坊 野 公 治

本市においては議会基本条例の検証を外部委託していた。検証は議会運営委員会で行っていたが、議会運営委員会での検証が適當かどうかの検討が必要であった。笠岡市では、議会・行政改革特別委員会を設置して、検証を行っている。会派での意見集約を行い、委員会で検討し評価している。改選後に引き継げるようにしていることによって持続している。

本市において、現在改選後の新人議員に対して議会基本条例の指導などが行われていない。今後は、議会・行政改革特別委員会を常設することも視野に入れ、基本条例の検証、議会改革、行政改革を継続的に進めていくことが必要と考える。

(所感)

委員 上 野 安 是

笠岡市議会では、2年毎の検証をされていた。各会派別に実施した評価を特別委員会で取りまとめる形で進められていた。

2年毎の検証実施については前向きに検討していくべきと考える。

議会構成が2年毎に再編されることを鑑み、前半2年でまずは検証、後半2年では任期4年の検証を実施し、次期に継承していく形が良いのでは。

その都度、特別委員会を設置しそこで検証を進めていくことが適当と考える。

(所感)

委員 宮 地 俊 則

今回の視察の目的は、井原市議会基本条例の行き詰った検証体制を何とかしなければとの思いから実施されたからに他ならないものと思います。

そもそも井原市議会基本条例は県下のトップを切って制定・施行され、県下は元より全国から華々しく注目を浴びたものでした。しかし、今思えば制定を急ぐ余り、全国の基本条例先進地の条文を参考にその多くは切り貼りされ、内容も井原市議会の現状からして適正妥当かどうか充分な検討がされないまま、結果としててんこ盛りの内容となってしまったように思います。

こうして施行された井原市議会基本条例ですが、議会一丸となってその実現に奮闘し、『市民の声を聴く会(議会報告会)』や一般質問の「一問一答方式」、執行部質問権（反問権）の実施、議会の生中継や委員会などの原則公開などを実現し大きな成果を上げてきたことも事実です。

一方でこの基本条例には第23条に外部検証を規定しています。これに沿い毎年外部検証を行ってきた訳ですが、実現されない項目が毎回指摘を受け、結果として議員定数も減る中、実現に向けての負担が議会に重くのしかかり、基本条例そのものが自由な議員活動の足かせになっているのではとのジレンマに陥っているのが現状だと思います。

この度の笠岡市議会の視察では「内部検証」を規定されており、議会自らが実現可能な範囲において課題を洗い出し、P D C Aサイクルを確立し、短期・中期・長期と期限を決めてその実現に取り組まれているのは大変参考となるものでした。

井原市議会もそろそろ形だけの検証を改め、身の丈に合った条例に見直すべき時にきているように思います。そのためには現状にそぐわない条例内容の思い切った見直しが必要ではないかと強く感じた視察でした。

テーマ以外の質疑も多くされ、「所変われば随分違う」ことを今更ながら感じさせられましたが、それぞれの風土、特徴があり「これが正解」というものは無いと思います。今の井原市議会も向いている方向は間違っていないと思うので自信を持って進みましょう。

(所感)

委員 佐 藤 豊

井原市議会基本条例は、平成23年4月に施行され、検証に際しては外部検証という形で取組を実施し、毎年、日本大学の林教授に改善点や変更点等の指摘を受けながら議会活動の充実に努めてきた経緯がある。

私としては全国の先進地の取組を紹介していただきながらの検証や提言は井原市議会にとって有意義な検証と感じていたが、笠岡市議会においては会派を中心とした内部検証とのことであり、井原市議会との違いを強く感じたところである。

今後は、検証の在り方について議論し議会基本条例の在り方についてどう有るべきか感じた視察であった。